

(インターネット会員)

第48条 当支部はインターネットを経由とした会員を置くことができる。

2 インターネットによる通信は、必ず開封届を付し、会員は開封後開封確認メールを送信しなくてはならない。

3 インターネット本部は支部事務所に置くことにする。

4 インターネット会員は支部員と同等の権利を有するが、同等の義務も負うものとする。

(情報化の共有)

第49条 当支部は情報化の共有のため、ホームページ等の公式サイトを開設すること

附 則

(効力の発生)

¹ この支部運営規程は、支部協議会の議決を経て、承認を受けた日より効力を発生す

² る。
この支部運営規程の改正部分は、その改正の承認を得た日から施行する。

平成26年4月14日改定